第十六号の三十様式（第八条の三十九関係）

受付印 令和〇〇 年 5 月 30 日 新宿 都税事務所長 殿 ~~支庁長~~	免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所所在地	新宿区西新宿〇－〇－〇
	免税軽油使用者の氏名又は名称	株式会社 都庁興業 代表取締役 都庁 一郎
	業種	港湾運送業
	免税軽油使用者証の番号	第 200 号
	この報告に応答する係及び氏名並びに電話番号	経理係 都庁 太郎 （電話） ０３－〇〇〇〇－〇〇〇〇

免税軽油の引取り等に係る報告書

報告対象期間	令和〇〇 年 4 月 1 日から 令和〇〇 年 4 月 30 日まで

免税軽油の引取りに関する事実及びその数量（引取りの事実 有・無 ）

引取年月日	引取数量（ア）	免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称	免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項		
			種類	枚数	免税証の記号及び番号
〇〇 年 4 月 2 日 〔 〕	250 リットル	千代田区外神田〇－〇－〇 都庁石油販売㈱ 〔 〕	50	1	040F000001
			200	1	040H000001
〇〇 年 4 月 10 日 〔 〕	350 リットル	千代田区外神田〇－〇－〇 都庁石油販売㈱ 〔 〕	50	3	040F000002～040F000004
			200	1	040H000002
〇〇 年 4 月 20 日 〔 〕	250 リットル	千代田区外神田〇－〇－〇 都庁石油販売㈱ 〔 〕	10	5	040C000001～040C000005
			200	1	040H000003
〇〇 年 4 月 28 日 〔 〕	200 リットル	千代田区外神田〇－〇－〇 都庁石油販売㈱ 〔 〕	200	1	040H000004
年	リット	〕			

免税軽油を機械に直接給油する場合は、
（ウ）と（エ）にそれぞれの数量を記載してください。
（ウ）・・・報告対象期間内に購入した免税軽油の数量
（エ）・・・報告対象期間内に消費した免税軽油の数量
※地下タンク等で免税軽油の在庫を保有している場合は、「免税軽油を使用するための手続」28ページの記載例をご覧ください。

免税軽油を購入する都度、軽油と引き換えに販売業者に渡した免税証について、券種別にその「枚数」と「免税証の記号番号」を控えていただき、報告書に記載してください。

報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量	（イ）	0 リットル
報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計	（ウ）	1,050 リットル
報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計	（エ）	リットル
報告対象期間における滅失等による免税軽油の欠減量	（オ）	0 リットル
報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量（イ）＋（ウ）－（エ）－（オ）	（カ）	0 リットル

用紙日本産業規格A4

免税軽油の使用に関する事実及びその数量（使用の事実 有・無）	機械、車両又は設備名（番号）		左記の機械、車両又は設備の使用地	免税軽油の使用数量(キ)	稼働日数	稼働時間
	No. 1	ｼｮﾍﾞﾙﾛｰﾀﾞｰ	港区芝○－○－○	450 ﾘｯﾄﾙ	16 日	42 時間
	No. 2	ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞｰ	港区芝○－○－○	600	17	88
	No.					
	No.					
	No.					
合計				1,050		

報告対象期間の末日における免税証の保有状況	種類	枚数	種類	枚数
	10 ﾘｯﾄﾙ券	71 枚	ﾘｯﾄﾙ券	枚
	50	36		
	200	41		

各月末日における、免税証の保有状況（残数）について、券種ごとに記入してください。

第１６号の３０様式記載要項

1　この報告書は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税法（以下「法」という。）第１４４条の２７第１項の規定により報告書を提出する場合に使用し、毎月末日までに（法第１４４条の２７第２項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに）、当該免税軽油使用者証を交付した都税事務所長または支庁長に１通提出すること。

2　法第１４４条の２１第２項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合には、それぞれの免税軽油使用者ごとに報告書を作成すること。

3　「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中の「引取年月日」欄には免税軽油の現実の納入を受けた年月日を記載すること。なお、免税証の提出日が免税軽油の納入を受けた日と異なる場合は当該提出日を括弧内に記載すること。

4　「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」欄には、免税軽油使用者が実際に免税軽油の引取りを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載すること。なお、免税証に記載された販売業者と異なる販売業者から免税軽油の引取りを行った場合には当該免税証に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を括弧内に記載すること。

5　「報告対象期間内の初日の前日における免税軽油の保有数量（イ）」欄の数量は、前回提出した免税軽油の引取り等に係る報告書の「報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量（カ）」欄の数量と一致するものであること。

6　「報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計（ウ）」欄には、「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中「引取数量（ア）」欄の合計数量を記載すること。

7　「報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計（エ）」欄の数量は、「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量（キ）」の「合計」欄の数量と一致するものであること。

8　「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「機械、車両又は設備名（番号）」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。

9　「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量（キ）」欄には、機械、車両又は設備に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量（消費数量）を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合にあっては、当該機械、車両又は設備への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。

10　「報告対象期間の末日における免税証の保有状況」欄には報告対象期間の末日において有する免税証の種類及び枚数を記載すること。

11　この報告書には、免税軽油の引取日、引取数量及び当該免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類並びに都税事務所長または支庁長が特に必要と認める書類を必ず添付すること。

備　考

「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」、「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」、「免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項」及び「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」の欄は必要に応じ別葉として増やすことができる。